

第8回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年12月1日（火） 10:00～11:55

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

ただ今から第8回の地域協議会を開催します。

本日の会議に、高橋委員から、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、次第の2番目、協議事項、(1)の「次世代育成支援行動計画について」審議したいと思います。審議に入る前に審議のポイントについて事務局から説明をお願いします。

事 務 局

【審議のポイントの説明】

審議のポイントの一つ目としましては、行動計画は、国の行動計画策定指針に基づいて策定することになりますので、まずは、その指針の趣旨に沿った計画になっているかという点です。指針は第1回会議でお配りした資料2をご覧ください。いわゆる、指針で掲げている「9つの基本的な視点」、「7つの施策の目標」に沿ったものとなっているかという点です。次に2つ目としましては、この計画は、次世代育成支援に関する町の方向性や目標を総合的に定めるものでありますが、指針の趣旨に照らしながら、ニーズ調査結果などを踏まえ、各市町村の実情に応じた施策が盛り込まれているかという点です。審議のポイントは大きく分けてこの2点です。

また、各項目別の計画につきましては、事業名の右側に担当課名を掲載しておりますが、この担当課との協議の上、担当課で作成しております。住民ニーズが多いからといっても、例えば保育料の設定を下げるなど、財源等の問題もあり、簡単には変更できないものもありますが、今後、計画の取り組みを進めるにあたって、担当課で検討することは必要と考えますので、ご意見等がありましたらお伺いし、参考意見として担当課に伝えたいと思います。

会 長

ただ今の説明をもとに審議に入りますが、後期計画は部や章で区切って審議を進めたいと思います。まず、目次と1ページから10ページまでの第1部「総論」について審議します。何かご意見があればお願いします。

委 員

7ページの第3節2「子育て支援センターの利用状況」で、幕別の相談件数は増えているのに、忠類の相談件数がすごく減っているのは、忠類の相談を幕別でするようになったのですか。

事 務 局

忠類地区の保育所の入所年齢をだんだん下げたため、支援センターに来る人も一時預かりに来る人も減ってきたことも理由かと思います。また、保育所で相談を受けている部分もあります。忠類地区の相談を幕別で受けたということではありません。

委 員

10ページの第5節「人口の推計」の推計期間は5年なのはなぜですか。

委 員

同じく人口推計で、年齢区分によって増える減るがあるのはなぜですか。

事 務 局

人口推計はコーホート変化率法を用いており、町の総合計画の人口推計も同じくコーホート変化率法を使っています。推計期間を5年としているのはこの計画の期間が平成26年度までになっていることから、平成26年までの人口を推計しています。コーホート変化率法の手法ですが、前回と前々回の国勢調査の人口を基に、年代ごと人口の伸び率でコーホート率というものを出し、それをそれぞれの年齢にかけていくという手法になります。

委 員

今の計画では平成26年には277人減少するとなっていますが、前期計画では子どもは5年後に180人増えるという推計が出ています。前期計画では子どもが増え、人口も増える前提で計画していたが、後期計画では子どもが減ることを前提とした計画なので、その差は計画を立てるために見たほうがいいと思います。ただ、年少児の保育所の受け入れは増やさなければならないことも読み取れると思います。

事 務 局

平成13年に第4期の総合計画を作った頃は、人口が大幅に伸びるとした推計をしたこともありました。最近は市町村の実態に応じた現実的な推計をするべきだという考えに変わってきています。今回の計画でも現実的な数字で推計しています。また、現実には子どもの数は減っていますが、保育所の入所希望数は減っていません。これは学童保育所も同じです。支援を必要とする子どもも増えていますので、これに対応する体制づくりもしなければなりません。

委 員

5 ページの第 1 節 1 「人口の推移」では、総人口数は平成17年よりも平成21年は人口が増えていますね。

事 務 局

平成17年までは国勢調査の人口で、平成21年は住民基本台帳の人口です。国勢調査と住民基本台帳の人口は異なっており、平成17年において、国勢調査では26,868人ですが住民基本台帳では27,481人で、住民基本台帳の方が613人多くなっています。平成21年の住民基本台帳の人口から国勢調査の人口を推計すると約26,700人になるかと思います。国勢調査と住民基本台帳の人口の差の原因としては、例えば学生が親元に住所を残しておいて、他の町に住んでいる場合などがあります。

コーホート変化率法で人口推計をすると、平成12年から平成17年にかけては人口が伸びていますので、平成22年にかけても人口が伸びる推計となります。しかし、何年も先の推計となると、子どもの数の推計において、25歳から34歳までの女性の数から、子どもの数を推計していきますので、女性の数が減ると、出生数も減り、特に18歳未満の子ども数が減っていきます。高齢者の数が伸びるため、一時は人口が増えていきますが、その後人口は減少していくことになります。

会 長

他に意見がなければ、第 1 部総論については終了し、第 2 部計画に入りたいと思います。13ページの第 1 章「計画の基本的な考え方」について何か意見があればお願いします。

委 員

基本理念は 1 行くらいで短い方が良いと思います。また、学校教育の現場では「生きる力」と「豊かな心」は重複する言葉です。一般的に「知・徳・体」の 3 つが入って「生きる力」と使います。また、順番としては「子どもたちを育むために支えあう町」になるのではないのでしょうか。支えあう事によって子どもたちを育むだとすれば工夫の余地があると思います。

事 務 局

言葉を入れ替えて、「すべての町民がともに支えあい、子どもの生きる力を育むまち」とした方が良いということですね。また、「豊かな心」と「生きる力」を育むではどちらの言葉を残した方がより伝わるのでしょうか。

委 員

次世代育成の計画ですから「生きる力」を育むの方ではないのでしょうか。支えあって子どもたちを育てようという主旨の表現が良いと思います。「豊かな心」は響

きの良い言葉ですが、学校教育の現場ではこの3年くらいで、「豊かな心」や「健やかな体」などを総称して「生きる力」という言葉に集約して来ています。

事務局

今の意見を参考にさせていただき、もう一度検討させていただきます。短く分かりやすくします。前期計画の基本理念にこだわらずにもう一度考えてみますので、良い案があればご意見をいただきたいと思います。

会長

第1章に他にご意見はありませんか。なければ15ページからの第2章「地域における子育ての支援」について何かご意見があればお願いします。

委員

16ページのNo.9「延長保育事業」ですが、「ニーズに合わせ保育時間の拡大に取り組めます」となっていて、青葉保育所が平成22年度から実施するそうですが、最長で朝7時半から夜7時まで預かることになります。実際に子育てしている人の要望はこうなると思いますが、そんなに延長保育が必要なのかなとも思います。子どもが親と過ごす時間が少なくなります。何でも行政が手を差し伸べることはどうなのかと思います。現場のお母さん方には良い制度だと思う反面、そこまでして働く必要があるのかとも思います。

委員

同感です。23ページのNo.48「ゆとり時間推進啓発事業」のワークライフバランスと連動していかなければいけないと思います。都会の保育所は夜遅くまでや、24時間保育をしています。子育ての期間中くらいは午後6時には帰れるように会社や社会がなっていて、父親も母親も家に帰ってこれれば2人でも3人でも子どもを産めると思いますが、父親が12時まで帰ってこないようでは、母親一人では、もう一人産む気にはならないという話をよく聞きます。専業主婦の方のほうが大変だからもう産みたくないという話も聞きます。働いていると保育所にすぐ入れるから良いのですが。

また、No.9「延長保育事業」とNo.48「ゆとり時間推進啓発事業」を連動させることが必要ではないでしょうか。「延長保育事業」「病児・病後児保育」とサービスをどんどん広げるのも方法ですが、ワークライフバランスも大切だと思います。子育て中でなくても必要だと思います。

委員

延長保育の要望は多いようですが、ニーズに合わせていくと限りがないように思います。保育時間についても限りがなくなり、親子で過ごす時間が無くなってしま

います。家庭によっては、経済的事情で働かなければいけなかったり、やりたい仕事があるなど事情はあると思いますし、ニーズに合わせるのも子育て支援だとも思いますが。

事務局

国の保育に関する考え方は、個々の町の実態に合わせてとしています。そのなかで延長保育や休日保育、病後児保育などを行うことになります。平成22年度から青葉保育所で延長保育を行います。利用される方がいると判断しています。保育所の通常保育時間は、平日であれば午前8時半から午後4時までで、以前から変わっていませんが、午前7時半からと午後6時半までの特例保育時間のうち、保護者の就労形態の変化もあって、ニーズに合わせ終了時間を午後7時まで延長します。もちろん保育所でもできるだけ子どもさんと過ごす時間を作ってあげてくださいとお話していますが、土曜日に働いていなくても、家事やリフレッシュのためなどに保育所に預けたいという方が多くなっているのも実態です。

また、仕事と生活の調和「ワークライフバランス」については、国も憲章を作り取り組みがされてきてはいますが、企業は今の経営状況のなかではそこまで踏み込めていないようです。今後も行政として、企業に対する啓発を進めていきたいと考えています。

委員

地域で子どもをみるということから、早期にファミリーサポートセンター事業を立ち上げた方が良いと思います。目標が平成29年度では遅すぎるので、もう少し早く立ち上げてほしいと思います。ファミリーサポートセンター事業は、昔ながらの近所の方が子どもをみるのが原点だと思います。家庭的な雰囲気子どもをみてもらえるのは良いことだと思います。

委員

時代のニーズで商店も午後9時や10時までの営業だったり、24時間営業だったりして、就労形態も変わってきています。町の保育所やファミリーサポートセンター事業なら安心して預けることができるので、町の支援もあると良いと思います。

事務局

国では待機児童解消のため「保育ママ制度」を進めています。保育士の資格がなくても一定の講習を受けて自宅で少人数の子どもを見る制度です。国や他の町が行う施策をすべて行えるわけではありませんが、どの制度が幕別町に合っているのかを考えて施策を行っていかねばならないと考えています。ファミリーサポートセンター事業の目標年度については、再度検討させていただきます。

委 員

17ページのNo.14「子育て支援情報提供事業」ですが、最近では、新型インフルエンザのワクチンの情報がなかなか得られませんでした。新聞には掲載がありましたが、幕別町の情報については、ホームページは見れない人もいるし、広報誌は月に1回なので待たされます。すぐに情報を確認できる手法を検討してほしいと思います。

事 務 局

新型インフルエンザについては、広報11月号でその時点の情報を提供し、広報12月号でその後の詳細を提供したところですが、このように短い期間で情報が変化するものについては月1回の広報誌では迅速な対応が困難なこともあります。緊急を要するものは、公共施設への提示などの方法も検討していますが、最新の情報をお伝えするには時間を要することもありますので、確認したい場合は役場にお問合せいただきたいと思います。

委 員

17ページのNo.16「児童館の活用事業」が進んでいません。そろそろ方向性を出した方が良くと思います。アンケートにも「雨の日や冬季間、遊べる場所が無い」と感じている人が多いので、対応してほしいと思います。

委 員

新しく建てるというのは難しいと思うので、百年記念ホールなどの既存の施設をもう少し活用することはできないのかなと思います。「おもちゃの病院」など現在行っている活動を活用する方法も検討してみても良いかもしれません。

事 務 局

児童館は、月曜日から金曜日までは学童保育所で利用し、土曜日には児童館として利用しています。現時点では、児童館を新たに建設することは財政的に困難です。また、児童館は年齢に関係なく遊べる場所ですが、運営するためには必ず児童厚生員を配置する必要がある、建設費と管理運営のコストがかかることになりますので、既存の施設を利用するのがベストと考えています。保護者は自由に遊べる場所を求めています、その一方で、子どもたちに何か体験をさせたいという思いも強くなっているように思います。子どもたちに体験する機会を与えるためには、設置を計画しているファミリーサポートセンターや子ども会などで活動をされている方々の協力を得て、その組み合わせを行う活動展開が必要と考えています。

会 長

他に意見はありませんか。なければ、18ページからの第3章「母と子の健康の確

保と推進」について何かご意見があればお願いします。

委 員

19ページのNo.30「乳幼児医療助成制度」ですが、現在、乳幼児医療の助成は何歳までですか。

事 務 局

小学校就学前の児童は入院・通院ともに助成があり、小学校在学中は入院時のみで、医療費の自己負担が1割になるなどの助成があります。北海道の医療給付制度に準じており、町で制度の上乗せをしています。

委 員

小学校に入ってからの方が病院にかかることが多いと聞いたことがあります。そういったことも出生率に結びついていくような気がします。入院よりも通院の頻度が高いので、小学生の通院も自己負担が1割になるなどの助成があると良いと思います。

事 務 局

計画を推進するなかで、北海道とも協議しながら検討したいと思います。助成を拡大すると町の負担も大きくなるので全体の事業をみて考えなければなりません。

委 員

18ページのNo.24「母子保健相談事業」はどのような形で行っていますか。

事 務 局

月曜日から金曜日までに保健師が行っている一般の健康相談で対応しています。

委 員

健診時などに支援が必要と思われる家庭が見受けられますが、その後の支援や相談はできているのか気になります。

事 務 局

全員が受ける健診時の相談以外に、保健師や保育士が支援が必要と判断した家庭には、個別に相談をしたり、家庭訪問をするなどして対応しています。

委 員

「すきやき隊」のボランティアでは、ボランティア活動の会場などで気になる方がいた場合、声をかけるようにしています。年齢が上の私たちが経験を元に話しをすると耳を傾けてくれます。かしこまった相談をためらう方もボランティアの支援は気軽に利用してもらえているようです。

会 長

19ページのNo.28「思春期保健対策事業」ですが、喫煙や薬物は低年齢化している

と思いますが、学校での教育はどの年齢くらいからですか。

事務局

喫煙に関する教育は小学校くらいだと思いますが、学校によって違うかも知れません。

会長

他にご意見がございませんか。なければ20ページからの第4章「子どもの教育環境の整備」に入ります。何かご意見があればお願いします。

委員

20ページ第2節「学校教育環境の整備」に、「特別支援教育支援員」の項目を入れてほしいと思います。以前は特殊学級という言い方をしていましたが、2年前から特別支援教育と名称が変わりました。今までは学校の中に、知的障がい、情緒障がい、肢体不自由という区分けがありましたが、それ以外に学習障がい、知能が劣っているわけではないが読み書きが苦手だったり、数字が苦手だったり、図形の空間把握ができないなど、一部分が劣っている子どもが全体の6パーセントくらいいます。今まで教育の現場では見逃されてきた部分に手を差し伸べてあげて、ケアしてあげると成長していきます。今は、発達障がいの子どもたちも含めて、普通学級でというふうになってきています。

もうひとつは、特別支援学級に在籍すべき子どもも、障がいのかなり重い子どもについては養護学校や聾学校に行ったほうが良いとなっていたのですが、最近は親が地域の学校のなかで育てたいという意向が強く、地域の学校に入ってくる子どもがかなり増えてきています。このため、特別支援学校に在籍すべき重度の障がいを持った子どもが普通の学校の特別支援学級に入ってくる場合が非常に多くなっています。

また、対人関係がうまくできない発達障がいの子どもたちがかなり増えています。町の教育委員会では、特別支援教育支援員を教員とは別に配置をしています。町内15校に12、13人配置され、全額町費の負担で予算付けしてくれています。特別支援教育がスタートして2年ですが、ますますこの数が増えていくと思われます。

今年も保育所や幼稚園から小学校に入学する子どもたちの判定をする会議がありますが、その会議にあがってくる件数が町内全部で30～40件になり、毎年扱う数が増えています。多分、学校教育現場では特別支援員のニーズがかなり広がって行くのではないかとと思われるので、是非、「学校教育環境の整備」の中に項目として「特別支援教育支援員」を位置づけてほしいと思います。

事務局

学校教育課と調整して新たな項目として掲載する方向で調整したいと思います。保育の現場でも、小学校入学前に集団生活を体験させたいなどの保護者の要望で、身体的な障がいがある子どもにマンツーマンで保育士を配置したり、集団生活がうまくできない子どもや、発達障がいの子どものために、児童の年齢に応じた配置基準以上に保育士を配置しています。平成20年度の保育所入所児童約430人のうち支援の必要な子どもは66人ほどで、その子どもたちに対し、10人ほどの保育士を加えて配置しました。平成21年度は4月1日時点で、52人の子どもに対して15人の保育士を加えて配置しています。平成21年度よりもマンツーマンで配置が必要なケースが増えたためです。

また、今年は何の保育所でも3歳児のクラスが大変な状況ですが、3歳児できちんと支援をしてあげると4歳5歳になるにしたがって変わってきて、1年の間でぐっと成長します。現実として支援の必要な子どもが増えていることは認識していますし、学校現場に特別支援員を配置することはひとつの子育て支援であると認識しています。

委員

21ページのNo.43「有害環境対策事業」ですが、タバコやお酒といった問題は中学校では一時期より減っていますが、インターネットや携帯電話が最近の問題です。パソコンが家庭に普及し、インターネットが相当数の割合で繋がり、そこからいろいろな問題が生じています。中学校では女子生徒が巻き込まれたりしています。

サイバーコントロールを学校の先生方が空いた時間にパソコンを見て検索をかけて対応しているのが実情です。道教育委員会が民間業者に委託してサイバーコントロールを行って3カ月に1回ほど報告がありますが、不適切な書き込みがあつて報告を受けても、3カ月に1度では対応が追いつきません。「有害環境対策事業」はインターネットにシフトしていくのが大事だと思います。

事務局

今日の新聞に、子どもたちのけんかが増えた原因として、子どもたちの言葉での会話が減り、メール等のやり取りが増え、意思の伝え方が下手になっているとの記事がありました。言葉の大切さを子どもたちに伝えていく必要を感じます。インターネットで情報を得ることによって犯罪を模倣する事例も多いようです。

委員

インターネットの普及に法律が追いつかない状態が課題ですね。

事務局

インターネットや携帯電話を子どもたちがどのように使っているかは保護者が

監督する責任があると思います。このため、保護者に対しても管理に関する情報提供をしていく必要があると考えます。

会 長

他にご意見はありませんか。なければ、本日は第4章まで終了としてよろしいですか。

委 員

良いです。

会 長

では、第4章まで終了し、残りは次回とします。またニーズ調査について何かご意見はありませんか。意見があれば次回でも良いので出して下さい。次回の日程を事務局からお願いします。

事 務 局

【事務局日程説明】

今後については、次回以降の地域協議会で全体の意見がまとまれば、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントとは、広く町民の意見を聞くもので、手法としましては、広報誌にパブリックコメントの案内をし、計画案の書面を公共施設等に設置したり、計画案を町のホームページに掲載して住民の意見を聴きます。いただいた意見は、この協議会でどのように反映するかを協議します。

会 長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、12月16日（水）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事 務 局

【ニーズ調査の集計結果の一部訂正説明】

会 長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

・第8回地域協議会次第